Tialink 固定 IP プラン契約約款　新旧対照表

変更前	変更後
第 13 条（初期契約解除制度） 中略 5. 対象契約者が本条に基づき利用契約を解除した場合は、前条の解約違約金は発生しません。ただし、この場合においても、対象契約者は、次の各号を当社に支払うものとします。 (1)　課金開始日から利用契約の終了日までの日割料金 (2)　工事費 (3)　事務手数料 以下略	第 13 条（初期契約解除制度） 中略 5. 対象契約者が本条に基づき利用契約を解除した場合、対象契約者は、次の各号を当社に支払うものとします。 (1)　課金開始日から利用契約の終了日までの日割料金 (2)　工事費 (3)　事務手数料 以下略
第 21 条（利用料金の支払方法） 中略 新設 新設	第 21 条（利用料金の支払方法） 中略 4. 当社は、契約者が当社の関連会社（以下「関連会社」といいます。）の媒介により本サービスを申し込んだ場合、本サービスの利用料金の請求業務及び受領業務を、当該関連会社に委託することができるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。 5. 前項の場合、契約者は、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、本サービスの申込書に記載のとおり、本サービスの利用料金を関連会社に支払います。契約者から関連会社に対する支払いと同時に、契約者の当社に対する本サービスの利用料金の決済は完了するものとします。
2016 年 7 月 7 日制定 2020 年 9 月 17 日改訂 2021 年 12 月 22 日改訂	2016 年 7 月 7 日制定 2020 年 9 月 17 日改訂 2021 年 12 月 22 日改訂 2022 年 9 月 27 日改訂

以上